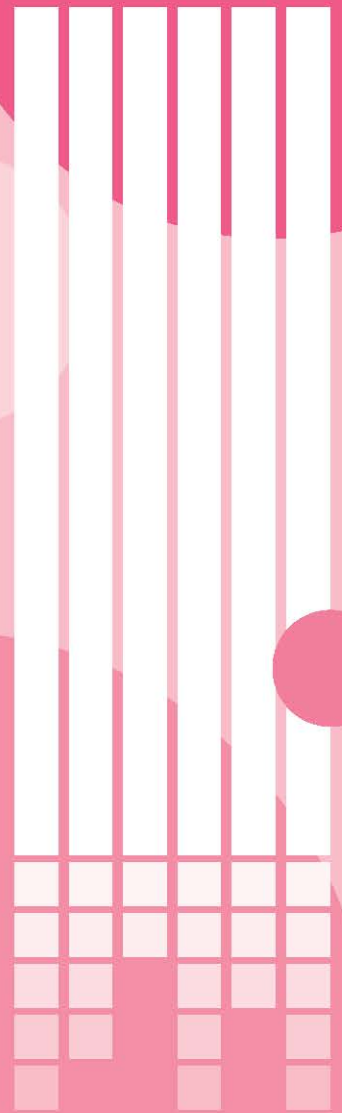


第 1 章



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、死亡率の低下に伴う平均寿命の延びと少子化の進行による若年人口の減少から、世界に例を見ない速さで高齢化が進展しています。平成25年10月1日現在、高齢化率は25.1%となっており、4人に1人が65歳以上の高齢者、8人に1人が75歳以上の後期高齢者という「本格的な高齢社会」となっています。

一方、本市の高齢化率は全国平均と比べると低いものの、今後急速に高齢化が進むものと推計されており、「本格的な高齢社会」に向けた準備を着実に進めていく必要があります。

本市では、平成24年3月に平成24年度から平成26年度の3年間を計画期間とする「福岡市高齢者保健福祉計画(第5期介護保険事業計画)」を策定し、その計画に基づいて高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。

この度、平成27年度から平成29年度までの3年間において、本市における介護保険制度の円滑な実施を図るため、国の介護保険事業に係る基本方針等を踏まえながら、介護保険制度運営の基本となる各種サービスの見込量等を定めるものとして「第6期福岡市介護保険事業計画(以下、「第6期計画」という。)」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本市の保健福祉施策は、「福岡市福祉のまちづくり条例」に基づき、保健・医療・福祉施策の基本の理念と方向性を掲げた計画である「福岡市保健福祉総合計画※」により、取組みを進めています。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づく計画であり、国の介護保険事業に係る基本方針等を踏まえ、「福岡市保健福祉総合計画」の理念等に基づいた「高齢者施策に関する計画」の一部を構成するものとして位置づけられます。

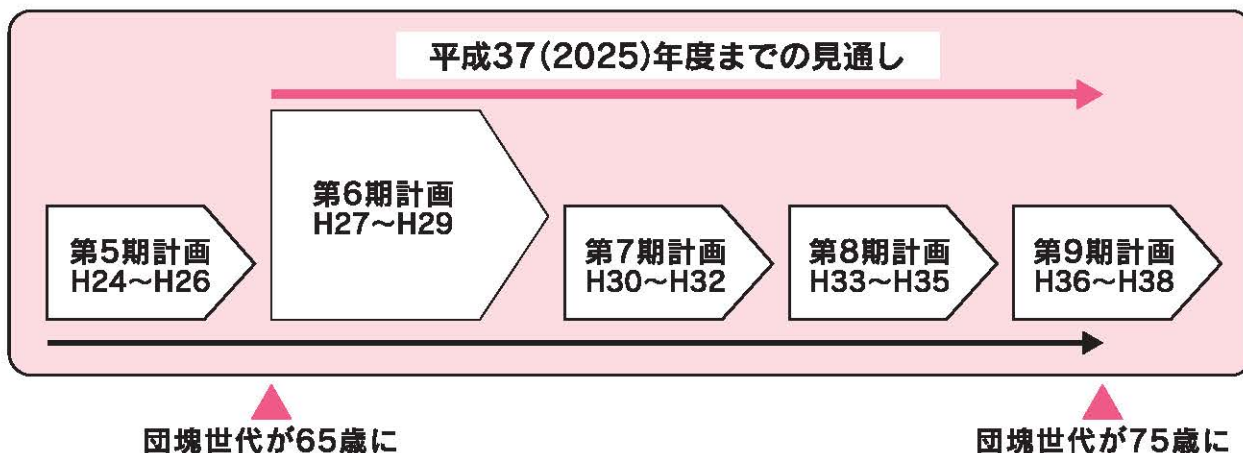


3. 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

第6期計画は、本市の高齢化のピークを迎える時期に向け、第5期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療と介護の連携等の取組みを本格化していくための計画となります。

また、サービスの充実の方向性など、中長期的な視野に立った施策の展開を図る期間となります。



4. 計画策定体制

この計画の策定にあたっては、福岡市保健福祉審議会に諮問し、高齢者保健福祉施策に関して幅広い意見を聴くため、保健・医療・福祉の関係者や学識経験者、市民代表等を委員とする「高齢者保健福祉専門分科会」で審議するとともに、この専門分科会のもとに「介護保険事業計画部会」を設置し、介護サービスの利用量や施設等の整備量などについて協議を行いました。

